

千葉県耕作放棄地対策協議会 平成29年度第1回通常総会

日 時：平成29年6月12日（月）

午前10時から

場 所：森林会館5階 第一会議室

第1号議案 平成28年度事業実績（案）及び収支決算（案）について

1 平成28年度事業実績（案）

（1）事業実績

平成27年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると、本県の耕作放棄地は617ヘクタール解消されたものの、前年より677ヘクタール、率にして約5.3パーセント増加し、13,492ヘクタールとなった。

耕作放棄地の発生は、雑草の繁茂による害虫の発生や有害鳥獣の棲みかになるばかりでなく、食料自給率の向上の阻害要因となっていることから、その解消と発生抑制は極めて重要な課題となっている。

そこで、本協議会は、県・市町村耕作放棄地対策協議会ほか関係団体の協力を得ながら、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国交付金）、千葉県耕作放棄地再生推進事業交付金（県単）を有効活用して耕作放棄地の再生を進め、平成28年度は市原市ほか8市町で約5.5ヘクタールが解消された。（国交付金の平成27年度からの繰越により解消した面積を含む。平成27年度は約18.9ヘクタール。）

（2）活動実績

ア 地域協議会未設置市町村の設立支援

内 容	時 期	対象地域協議会等	備 考
地域協議会設立に向けた支援	通 年	7市町村 (H28.4.1現在で 未設置市町村)	習志野市、市川市、船橋市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、神崎町が未設置

イ 地域協議会等への指導・助言

内 容	時 期	対象協議会等	備 考
①地域協議会への指導 ②関係機関・団体への指導	通 年	46協議会 53市町村 53農業委員会	制度周知、交付金活用推進及び地域協議会による解消に向けた取組への指導・助言

ウ 制度・施策等の啓発・普及

内 容	啓発対象	提供方法	備 考
① 県民だよりや市町村広報紙を活用した制度・施策等の啓発	① 県民・市町村民	① 印刷物、電子ファイル、県ホームページ	① 県民だより8月号市町村広報7～8月号耕作放棄地対策マニュアルの作成・配布
② 関係団体への説明	② 県内 J A 担当部課長	② 研修会での説明及び資料配布	② 平成28年10月12日参加者40名
③ 市町村担当者との意見交換	③ 地域協議会、市町村、農業委員会担当者	③ 耕作放棄地関連施策についての説明及び資料配布	③ 平成28年6月16日～7月5日参加者152名

エ 総会等の開催

内 容	時 期	概 要
内部監査	平成28年 5月9日	平成27年度下半期の業務執行状況及び資金管理状況の監査
監査	平成28年 5月11日	平成27年度事業実績及び収支決算に係る会計監査
第1回幹事会	平成28年 5月18日	平成28年度第1回通常総会に付議すべき事項
第1回通常総会	平成28年 5月24日	平成27年度事業実績及び収支決算 平成28年度補正収支予算 規約等の一部改正
第1回臨時総会	平成28年 8月1日	平成28年度補正収支予算（案）について
内部監査	平成28年 11月1日	平成28年度上半期の業務執行状況及び資金管理状況の監査
第2回幹事会	平成29年 3月15日	平成28年度第2回通常総会に付議すべき事項
第2回通常総会	平成29年 3月24日	平成28年度事業実績見込み及び収支決算見込み 平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案）

2 平成28年度 収支決算(案)

1 期間:平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

2 会計別収支

(1)耕作放棄地再生利用交付金基金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (最終)(A)	本年度決算額 (B)	差引(B-A)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	63,467,302	63,467,302	0	前年度繰越額+地域協議会返納(基金分)
2 県補助金	24,500,000	913,825	▲ 23,586,175	県補助金
3 雑収入	210,000	210,000	0	地域協議会 返納(県費)
収入計	88,177,302	64,591,127	▲ 23,586,175	
支出の部				
1 地域協議会交付金[国基金]	63,117,302	5,041,270	▲ 58,076,032	地域協 国交付金
2 地域協議会交付金[県]	24,500,000	913,825	▲ 23,586,175	地域協 県補助金
3 再生利用活動附帯事業	350,000	29,376	▲ 320,624	地域+県
4 国交付金返納支出金	0	0	0	農政局返還
5 国交付金積立資金	0	58,396,656	58,396,656	次期繰越
6 県返納金	0	0	0	地域協議会 返納
7 県返納金(繰越)	210,000	210,000	0	地域協議会 返納[県費]
支出計	88,177,302	64,591,127	▲ 23,586,175	

(2)耕作放棄地再生利用交付金助成金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (最終)(A)	本年度決算額 (B)	差引(B-A)	備考
収入の部				
1 国庫交付金助成金	30,445,582	21,805,582	▲ 8,640,000	国交付金+ 国交付金返納支出金 (繰越)
2 県補助金	0	0	0	県補助金
3 雑収入	0	0	0	
収入計	30,445,582	21,805,582	▲ 8,640,000	
支出の部				
1 地域協議会交付金[国助成金]	29,655,000	21,015,000	▲ 8,640,000	地域協 国交付金
2 地域協議会交付金[県]	0	0	0	地域協 県補助金
3 再生利用活動附帯事業	0	0	0	地域+県
4 国交付金返納支出金	0	0	0	
5 国交付金返納支出金(繰越)	790,582	790,582	0	農政局返還
6 県返納金	0	0	0	
支出計	30,445,582	21,805,582	▲ 8,640,000	

(3)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (最終)(A)	本年度決算額 (B)	差引(B-A)	備考
収入の部				
1 国庫交付金	0	0	0	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	0	0	0	
支出の部				
1 地域協議会交付金	0	0	0	
2 地域協議会推進事業	0	0	0	
3 県協議会推進事業	0	0	0	
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	0	0	0	

H28年度 千葉県耕作放棄地対策協議会 実施一覧

(H28新規分)

地域	協議会名	地区数	対象面積		取組内容 (再生以外)	作付品目	国交付金 【本体】(円)		県交付金(円)	合計 (円)
			(a)	うち 再生			[基金]	[助成金]		
印旛	八街市	2	86	0	営農定着[86a]	ヤマトイモ、デントコーン	215,000	0	0	215,000
香取	香取市	1	81	81		WCS	1,880,000	0	405,000	2,285,000
香取	東庄町	1	51	51		キャベツ、ダイコン等	339,150	0	169,575	508,725
海匠	旭市	3	62	22	客土[13a]、廃棄物処理[22a]、土壌改良[40a]	キャベツ・デントコーン	1,766,750	0	104,250	1,871,000
海匠	匝瑳市	1	42	42	パイプハウス	落花生、サツマイモ、ミニトマト	580,370	0	105,000	685,370
山武	横芝光町	1	30	30		水稻	150,000	0	75,000	225,000
長生	長南町	1	13	13		レンコン	65,000	0	32,500	97,500
君津	君津市	1	9	9		スイートコーン	45,000	0	22,500	67,500
	合計	11	374	248			5,041,270	0	913,825	5,955,095

(27年度からの繰越分)

地域	協議会名	地区数	対象面積		取組内容 (再生以外)	作付品目	交付申請額(円)		県交付金(円)	合計 (円)
			(a)	うち 再生			[基金]	[助成金]		
千葉	市原市	1	273	273	客土[273a]	芝	0	16,865,000	0	16,865,000
山武	山武市	1	30	30	パイプハウス[30a]	ニラ	0	4,150,000	0	4,150,000
	小計	2	303	303			0	21,015,000	0	21,015,000
新規分+繰越分 合計			677	551			5,041,270	21,015,000	913,825	26,970,095

(3) 附帯事務費

県協議会		地域協議会		
取組内容	事業費(円)	取組内容	件数	事業費(円)
1 地域耕作放棄地対策協議会への振込手数料等	24,840	1 取組主体への振込手数料等 (八街、山武、香取、東庄、君津、)	5	4,536
			合計(円)	29,376

監 査 報 告 書

千葉県耕作放棄地対策協議会の平成28年度業務執行及び会計の状況について監査したところ、適正に執行されていることが認められました。


平成29年5月25日

千葉県耕作放棄地対策協議会

監事 千葉県農業協同組合中央会
農業・地域振興部長

今田光則 

監事 千葉県土地改良事業団体連合会
管理指導部長

河野貞雄 

第2号議案 平成29年度補正収支予算(案)について

1 期間:平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

2 会計別収支

(1)耕作放棄地再生利用交付金基金会計

単位:円

科目	本年度補正予算額 (A)	本年度予算額 (B)	差引(B-A)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	58,396,656	58,406,700	10,044	前年度繰越額
2 県補助金	24,500,000	24,500,000	0	県補助金
3 雑収入	0	0	0	
収入計	82,896,656	82,906,700	10,044	
支出の部				
1 地域協議会交付金[国基金]	56,896,656	56,906,700	10,044	地域協 国交付金
2 地域協議会交付金[県]	24,500,000	24,500,000	0	地域協 県補助金
3 再生利用活動附帯事業	1,500,000	1,500,000	0	地域+県
4 国交付金返納支出金	0	0	0	農政局返還
5 国交付金積立資金	0	0	0	次期繰越
6 県返納金	0	0	0	地域協議会 返納
7 県返納金(繰越)	0	0	0	地域協議会 返納[県費]
支出計	82,896,656	82,906,700	10,044	

(2)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位:円

科目	本年度補正予算額 (A)	本年度予算額 (B)	差引(B-A)	備考
収入の部				
1 国庫交付金	0	0	0	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	0	0	0	
支出の部				
1 地域協議会交付金	0	0	0	
2 地域協議会推進事業	0	0	0	
3 県協議会推進事業	0	0	0	
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	0	0	0	

平成29年度 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 実施予定一覧

(H29新規分)

No.	地域	地域協議会	取組主体	再生面積 (a)	国交付金(円)		県交付金 (円)	対象作物名	備考
					[基金]	[助成金]			
1	千葉	市原市	法人	131	655,000		327,500	落花生	
2		八千代市	個人	50	375,000		125,000	飼料用米	営農定着[50a]
3			個人	35	262,500		87,500	イチジク	営農定着[35a]
4	東葛飾	我孫子市	法人	0	4,000,000		0	パクチー 他野菜等	再生は自力。施設等(パイプハウス)に交付金を活用予定。
5			法人	31	1,155,000		77,500	パクチー 他野菜等	施設等(パイプハウス)
6	印旛	佐倉市	法人	821	6,566,400		2,257,200	とうもろこし、牧草	営農定着[821a]
7		八街市	法人	70	350,000		175,000	ニンジン	
8			個人	110	550,000		275,000	大和芋	
9			個人	34	170,000		85,000	飼料用とうもろこし	
10			法人	95	475,000		237,500	飼料用とうもろこし	
11			個人	34	170,000		85,000	飼料用とうもろこし	
12			個人	120	600,000		300,000	飼料用とうもろこし	
13			個人	0	300,000		0	大和芋	営農定着[120a]
14	香取	香取市	法人	115	3,156,000		575,000	WCS用稲	
15			個人	40	1,000,000		200,000	飼料用米	
16			法人	30	778,000		150,000	露地野菜	
17		東庄町	法人	100	700,000		350,000	キャベツ、ダイコン	
18			法人	0	127,500		0	キャベツ、ダイコン	営農定着[51a]
19	海匝	旭市	個人	20	1,000,000		100,000	飼料用米	施設等[廃棄物処理、湧水処理]
20	長生	茂原市	法人	199	995,000		497,500	大豆	
21	夷隅	勝浦市	個人	30	750,000		150,000	飼料用米	
22	安房	南房総市	個人	24	120,000		60,000	食用ナバナ	
23	君津	君津市	個人	99	999,000		495,000	WCS用稲	
24			個人	33	198,000		99,000	水稲	土壌改良[125a]
25		富津市	法人	200	1,000,000		500,000	WCS用稲	

合計			2,421	26,452,400	0	7,208,700	田875a、畑1546a		
----	--	--	-------	------------	---	-----------	--------------	--	--

第3号議案 規約等の一部改正について

1 改正理由

(1) 会員組織の改組

平成29年4月1日に千葉県農業協同組合中央会農業振興部が千葉県農業協同組合中央会農業・地域振興部に名称変更したことから、当協議会の規約の記載内容を変更するもの。

(2) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（助成金）事務の廃止

耕作放棄地再生利用交付金助成金部分が廃止となり、当協議会の会計処理規程の記載内容を変更するもの。

2 改正内容

別添、新旧対照表のとおり。

千葉県耕作放棄地対策協議会 規約 一部改正 新旧対照表(案)

新	旧
<p>千葉県耕作放棄地対策協議会規約 平成20年11月27日制定 <u>平成29年 月 日最終改正</u></p> <p>第1～6条 [略]</p> <p>第3章 役員等 (役員の数及び選任)</p> <p>第7条 県協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1)会 長 1名 (2)副会長 1名 (3)監 事 2名</p> <p>2 第1項の役員は次の者とする。</p> <p>(1)会 長 千葉県農林水産部農地・農村振興課長の職にある者 (2)副会長 一般社団法人千葉県農業会議事務局長の職にある者 (3)監 事 千葉県農業協同組合中央会農業・<u>地域</u>振興部長の職にある者 (4)千葉県土地改良事業団体連合会管理指導部長の職にある者</p> <p>3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>第8～34条 [略]</p> <p>附則1～11[略]</p> <p><u>12 平成29年 月 日一部改正</u></p>	<p>千葉県耕作放棄地対策協議会規約 平成20年11月27日制定 <u>平成28年5月24日最終改正</u></p> <p>第1～6条 [略]</p> <p>第3章 役員等 (役員の数及び選任)</p> <p>第7条 県協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1)会 長 1名 (2)副会長 1名 (3)監 事 2名</p> <p>2 第1項の役員は次の者とする。</p> <p>(1)会 長 千葉県農林水産部農地・農村振興課長の職にある者 (2)副会長 一般社団法人千葉県農業会議事務局長の職にある者 (3)監 事 千葉県農業協同組合中央会農業振興部長の職にある者 (4)千葉県土地改良事業団体連合会管理指導部長の職にある者</p> <p>3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>第8～34条 [略]</p> <p>附則1～11 [略]</p> <p>[追加]</p>

千葉県耕作放棄地対策協議会規約(案)

平成 20 年 11 月 27 日制定

平成 29 年 月 日最終改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、千葉県耕作放棄地対策協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 県協議会は、主たる事務所を千葉県農林水産部農地・農村振興課内（千葉市中央区市場町 1 番 1 号）に置く。

(目的)

第 3 条 県協議会は、地域の大切な資源である農地の有効活用を図るため、荒廃農地の再生利用の着実な推進等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 荒廃農地再生利用に関すること。
- (2) 地域耕作放棄地対策協議会に対する指導・助言に関すること。
- (3) 荒廃農地再生利用のための検討会の開催、制度・施策等の啓発・普及に関すること。
- (4) 千葉県耕作放棄地対策基本方針及び千葉県耕作放棄地再生利用推進計画の策定及び推進に関すること。

第 2 章 会員等

(県協議会の会員)

第 5 条 県協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 千葉県
- (2) 一般社団法人千葉県農業会議
- (3) 公益社団法人千葉県園芸協会
- (4) 千葉県農業協同組合中央会
- (5) 千葉県土地改良事業団体連合会

(届出)

第 6 条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地

及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 第1項の役員は次の者とする。

(1) 会長 千葉県農林水産部農地・農村振興課長の職にある者

(2) 副会長 一般社団法人千葉県農業会議事務局長の職にある者

(3) 監事 千葉県農業協同組合中央会農業・地域振興部長の職にある者
千葉県土地改良事業団体連合会管理指導部長の職にある者

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、5年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員変更の特例)

第10条 役員が所属する機関の組織改正等により、第7条第2項各号に掲げる職名に変更があった場合は、第17条の規定にかかわらず、当該職名を変更後の職名に改正するものとする。

(役員解任)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議

決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。
- 5 総会は、県協議会の目的を達成する上で緊急を要する等会長が必要と認めたときは、書面により開催できるものとする。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第 16 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 第 4 条の事業の実施に関する事。
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第 17 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。ただし、書面による総会については決裁文書等の証拠書類を議事録とみなす。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び第5条に掲げる会員が推薦する者をもって組織する。

3 幹事長は第22条第4項の事務局長が兼ねるものとする。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

3 幹事会のもとに専門委員会を置くことができる。

(1) 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。

(2) 専門委員会は、幹事会において必要と認めた事項について検討する。

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、千葉県農林水産部農地・農村振興課内に事務局を置き、事務局は千葉県農林水産部職員をもって組織する。

2 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局長補佐を置く。

3 事務局長は、千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者とし、事務局長補佐は農地・農村振興課副課長の職にあるものとする。

4 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

5 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。

(業務の執行)

第23条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 事務処理規程

(2) 会計処理規程

(3) 文書取扱規程

- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 県協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第 7 章 会計

(事業年度)

第 25 条 県協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 26 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 荒廃農地再生利用に係る国からの交付金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 県協議会の事務に要する経費は、第 26 条第 1 号、同条 2 号のその他収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 県協議会の事業計画及び収支予算は、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) その他

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を関東農政局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局長に届出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 第4条の事業が終了した場合及び県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては関東農政局長に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 実施要綱、実施要領その他この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年11月27日から施行する。
- 2 県協議会の設立初年度の役員任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 県協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この

規約の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

- 5 平成 21 年 4 月 20 日 規約の一部改正
- 6 平成 23 年 3 月 29 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 平成 24 年 3 月 22 日一部改正
- 8 平成 24 年 6 月 5 日一部改正
- 9 平成 26 年 3 月 26 日一部改正、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 5 条（3）に掲げる者については、平成 26 年 4 月 1 日以降に、公益社団法人千葉県園芸協会が千葉県知事から農地中間管理機構の指定を受けた後に適用する。

- 10 平成 28 年 3 月 23 日一部改正、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 11 平成 28 年 5 月 24 日一部改正
- 12 平成 29 年 月 日一部改正

千葉県耕作放棄地対策協議会 会計処理規程 一部改正 新旧対照表(案)

新	旧
<p>千葉県耕作放棄地対策協議会会計処理規程 平成20年11月27日制定 <u>平成29年 月 日最終改正</u></p> <p>第1～3条 [略]</p> <p>(会計区分)</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。</p> <p>(1) 耕作放棄地再生利用交付金基金会計</p> <p><u>(2) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計</u></p> <p>2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。</p> <p>第5～38条 [略]</p> <p>附 則 1～8 [略]</p> <p>9 <u>平成29年 月 日一部改正、平成29年度会計から適用する。</u></p>	<p>千葉県耕作放棄地対策協議会会計処理規程 平成20年11月27日制定 <u>平成28年5月24日最終改正</u></p> <p>第1～3条 [略]</p> <p>(会計区分)</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。</p> <p>(1) 耕作放棄地再生利用交付金基金会計</p> <p><u>(2) 耕作放棄地再生利用交付金助成金会計</u></p> <p><u>(3) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計</u></p> <p>2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。</p> <p>第5～38条 [略]</p> <p>附 則 1～8 [略]</p> <p>[追加]</p>

千葉県耕作放棄地対策協議会会計処理規程(案)

平成20年11月27日制定

平成29年 月 日最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、千葉県耕作放棄地対策協議会（以下「県協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、県協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 県協議会の会計業務に関しては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）及び千葉県耕作放棄地対策協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第3条 県協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 県協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- (1) 耕作放棄地再生利用交付金基金会計
- (2) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は、千葉銀行に開設するものとする。

(会計年度)

第6条 県協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から

翌年3月31日までとする。

2 県協議会の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第8条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分)

(経理責任者)

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| (1) 耕作放棄地再生利用交付金に係る事務 | 千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者 |
| (2) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金に係る事務 | 千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者 |

2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者及び当該事務に係る千葉県耕作放棄地対策協議会文書取扱規程第5条による文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予算及び決算書類5年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票5年
- (3) 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。）5年
- (4) その他の書類5年

2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

第2章 収入・支出及び会計帳簿類

(収入・支出科目)

第10条 第4条の各会計区分には、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な科目を設ける。

2 各収入・支出科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(収入・支出処理の原則)

第11条 収入・支出処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- (2) 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 収入・支出帳
- (2) 科目別収入・支出帳
- 2 科目別収入・支出帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。
- 3 会計帳簿の様式は、会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。
 - (1) 収入伝票
 - (2) 支出伝票
 - (3) 振替伝票
- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

第14条 収入・支出帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を

得た後、総会の議決を得てこれを定める。

2 前項の事業計画及び収支予算は、関東農政局長に報告しなければならない。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において「金銭」とは、現金及び預貯金をいい、「現金」とは、通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第21条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第8条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第23条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第8条第1項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第8条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(支払期日)

第24条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第 25 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込みの方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第 26 条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(金銭の過不足)

第 27 条 出納の事務を行う者は、原則として毎月 1 回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第 8 条第 1 項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物品

(物品の定義)

第 28 条 物品とは、消耗品並びに耐用年数 1 年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第 29 条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第 8 条第 1 項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1 件の購入金額が 50 万円未満のときは、事務局長が専決処理にすることができる。

(物品の照合)

第 30 条 出納の事務を行う者は、耐用年数 1 年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第 8 条第 1 項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第 8 条第 1 項の経理責任者は、毎事業年度 1 回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第 31 条 協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第 29 条の規定を準用する。

第 6 章 決算

(決算の目的)

第 32 条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第 33 条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年 3 月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第 34 条 第 8 条第 1 項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、予算対比収支計算書を作成して翌月の 15 日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

(財務諸表の作成)

第 35 条 第 8 条第 1 項の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、収支計算書を作成し、会長に報告しなければならない。

(年度決算の確定)

第 36 条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(報告)

第 37 条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を関東農政局長に報告しなければならない。

第 7 章 雑則

第 38 条 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2207 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2208 号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)、千葉県耕作放棄地対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。
- 2 平成 21 年 4 月 20 日一部改正
- 3 平成 23 年 3 月 29 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 平成 23 年 12 月 19 日一部改正、平成 23 年 12 月 19 日から適用する。
- 5 平成 26 年 3 月 26 日一部改正、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 平成 27 年 3 月 18 日一部改正、平成 27 年 3 月 18 日から適用する。
- 7 平成 28 年 3 月 23 日一部改正、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 8 平成 28 年 5 月 24 日一部改正、平成 28 年度会計から適用する。

9 平成 29 年 月 日一部改正、平成 29 年度会計から適用する。

第4号議案 千葉県再生利用推進計画の改正について

国の「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知）が平成29年3月31日付けで一部改正され、同要領第2の1の(1)のアの規定が「平成28年及び平成29年度のそれぞれ決算確定後速やかに実施状況を点検し、実態に見合った合理的な理由を有する基金規模となるよう計画の見直しを行わなければならない」とこととされたことにより、千葉県再生利用推進計画を見直すこととした。

【主な変更内容】

- ① 荒廃農地の概要の時点修正（荒廃農地面積、農家戸数、農業従事者、課題）
- ② 平成29年度、30年度の再生利用推進計画の変更（活動内容）
- ③ 平成29年度、30年度の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業計画の変更（再生見込み面積及び概算事業費）
- ④ その他
協議会構成団体の役割分担（会員が千葉県水産振興公社から千葉県園芸協会に変更）

千葉県耕作放棄地対策協議会 再生利用推進計画 一部改正 新旧対照表【案】

新		旧	
策定年月日:平成21年3月31日 最終変更年月日:平成29年 月 日		策定年月日:平成21年3月31日 最終変更年月日:平成26年3月21日	
千葉県再生利用推進計画		千葉県再生利用推進計画	
1. 農業の概要 [略]		1. 農業の概要 [略]	
2. 荒廃農地の概要		2. 耕作放棄地の概要	
地域名	荒廃農地の現状と課題について	地域名	耕作放棄地の現状と課題について
都市的 農業 地域	<p>本地域の荒廃農地面積の7年間(平成20年→平成27年)の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は1,292ヘクタールから1,330ヘクタールと2.9%増加し、そのうち農用地区域内面積は427ヘクタールから406ヘクタールと4.9%減少しているが、荒廃農地面積はほぼ横ばいとなっている。</p> <p>本地域は農地の資産的保有が多く、さらに相続等により分散したことなどが荒廃農地の発生要因として考えられる。また、本地域に多くみられる市街化区域内農地は生産緑地に指定されており、ここでは耕作放棄の発生はほとんどない。</p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の30年間(昭和60年→平成27年)の推移をみると、農家戸数は28,725戸から13,409戸と53.3%減少し、農業従事者は72,257人から21,580人と70.1%減少していることから、地域における担い手の確保が課題である。</p>	都市的 農業 地域	<p>本地域の再生可能な耕作放棄地面積は平成24年で1,752ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は607ヘクタールとなっている。</p> <p>本地域は農地の資産的保有が多く、さらに相続等により分散したことなどが耕作放棄の要因として考えられる。市街化区域内農地は生産緑地に指定されており、ここでは耕作放棄の発生はほとんどない。</p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の25年間(昭和60年→平成22年)の推移をみると、農家戸数は28,725戸から16,104戸と43.9%減少し、農業従事者は72,257人から29,494人と59.2%減少している。さらに65歳以上の従事者比率は17.3%から40.5%と23.2ポイント増加しており、都市住民を含めた多様な担い手の確保が必要となっている。</p>

千葉県耕作放棄地対策協議会 再生利用推進計画 一部改正 新旧対照表【案】

新		旧	
	<p><u>平成27年に制定された都市農業振興基本法により、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」に転換されたこともあり、都市農地の荒廃農地化の防止も講じる必要がある。</u></p>		
平地農業地域	<p><u>本地域の荒廃農地面積の7年間(平成20年→平成27年)の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は 4,384 ヘクタールから 5,248 ヘクタールと19.7%増加し、そのうち農用地区域内面積は 2,311 ヘクタールから 2,556 ヘクタールと 10.6%増加している。</u></p> <p><u>[中略]</u></p> <p><u>農業を担う農家戸数、農業従事者の 30 年間(昭和 60 年→平成 27 年)の推移をみると、農家戸数は 65,528 戸から 33,186 戸と 49.4%減少し、農業従事者は 171,388 人から 67,802 人と 60.4%減少していることから、地域における担い手の確保が課題である。</u></p> <p><u>本地域は、平場の優良農地が広がることから、荒廃農地の解消とあわせ、作業条件の悪い地区においては基盤整備を実施するとともに、農地集積を図り、荒廃農地の再生と発生防止を図っていくことが重要である。</u></p>	平地農業地域	<p><u>本地域の再生可能な耕作放棄地面積は平成24年で5,364ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は2,576ヘクタールとなっている。</u></p> <p><u>[中略]</u></p> <p><u>農業を担う農家戸数、農業従事者の25年間(昭和60年→平成22年)の推移をみると、農家戸数は65,528戸から38,560戸と41.2%減少し、農業従事者は171,388人から88,530人と48.3%減少している。この減少率は他の地域より少ない。さらに65歳以上の従事者比率は13.5%から37.6%と24.1ポイント増加しており、高齢化が他地域同様に進行している。</u></p> <p><u>本地域は他の地域に比べ比較的担い手も多数確保されていることから、これら担い手への農地の集積や作業条件の悪いところの基盤整備も重要な課題となっている。</u></p>

千葉県耕作放棄地対策協議会 再生利用推進計画 一部改正 新旧対照表【案】

新		旧	
中山間農業地域	<p>本地域の<u>荒廃農地面積</u>の7年間(平成20年→平成27年)の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は2,040ヘクタールから3,112ヘクタールと52.5%増加し、そのうち農用地区域内面積は974ヘクタールから1,372ヘクタールと40.9%増加しており、増加率は他の地域に比べ最も大きい。</p> <p>本地域は、もともと山間の狭隘な所や傾斜のある所での生産が多いことから、農地への進入路などが狭く機械化に向かない農地から耕作放棄が進んでいる。さらに、<u>鳥獣被害も深刻であり、地域の荒廃農地増加の大きな要因となっている。</u></p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の<u>30年間</u>(昭和60年→平成27年)の推移をみると、農家戸数は33,785戸から16,041戸と52.5%減少し、農業従事者は84,464人から24,839人と70.6%減少していることから、<u>地域における担い手の確保が課題である。</u></p> <p>本地域の<u>荒廃農地</u>は機械化も困難な所も多いことから、放牧等による活用や、グリーン・ブルーツーリズムなど体験型農業への活用を進めていく必要がある。さらに、無霜地帯という特性を生かした農業への活用も課題である。また、鳥獣被害防止対策も併せ</p>	中山間農業地域	<p>本地域の<u>再生可能な耕作放棄地面積</u>は平成24年で2,711ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は1,285ヘクタールとなっている。</p> <p>本地域は、もともと山間の狭隘な所や傾斜のある所での生産が多いことから、農地への進入路などが狭く機械化に向かない農地から耕作放棄が進んでいる。</p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の<u>25年間</u>(昭和60年→平成22年)の推移をみると、農家戸数は33,785戸から19,052戸と43.6%減少し、農業従事者は84,464人から33,102人と60.8%減少している。<u>この減少率は他の地域に比べ最も大きい。さらに65歳以上の従事者比率は18.3%から43.8%と25.5ポイント増加しており、高齢化の進行も深刻である。</u></p> <p>本地域の<u>耕作放棄地</u>は機械化も困難な所も多いことから、放牧等による活用や、グリーン・ブルーツーリズムなど体験型農業への活用を進めていく必要がある。さらに、無霜地帯という特性を生かした農業への活用も課題である。</p>

千葉県耕作放棄地対策協議会 再生利用推進計画 一部改正 新旧対照表【案】

新		旧	
て講じ、 <u>荒廃農地</u> の発生防止を図る必要がある。			
3. <u>荒廃農地</u> 再生利用の方向性 [略]		3. <u>耕作放棄地</u> 再生利用の方向性 [略]	
地域名	営農類型、担い手等の状況、振興作物等を勘案した <u>荒廃農地</u> の再生利用の方向性	地域名	営農類型、担い手等の状況、振興作物等を勘案した <u>耕作放棄地</u> の再生利用の方向性
都市的農業地域	[略]	都市的農業地域	[略]
平地農業地域	[略]	平地農業地域	[略]
中山間農業地域	[略]	中山間農業地域	[略]

千葉県耕作放棄地対策協議会 再生利用推進計画 一部改正 新旧対照表【案】

新		旧	
4. 協議会構成団体の役割分担		4. 協議会構成団体の役割分担	
組織名	主な役割	組織名	主な役割
千葉県	市町村行政組織との連携及び <u>対策の推進</u>	千葉県	市町村行政組織との連携及び <u>推進</u>
<u>一般社団法人</u> 千葉県 農業会議	市町村農業委員会組織との連携及び <u>対策の推進</u>	千葉県 農業会議	市町村農業委員会組織との連携及び <u>推進</u>
千葉県 農業協同組合 中央会	農業協同組合との連携及び <u>対策の推進</u>	千葉県 農業協同組合 中央会	農業協同組合との連携及び <u>推進</u>
千葉県土地 改良事業団体 連合会	土地改良区との連携及び <u>対策の推進</u>	千葉県土地 改良事業団体 連合会	土地改良区との連携及び <u>推進</u>
<u>公益社団法人</u> 千葉県園芸 協会	農地中間管理事業の <u>推進</u>	<u>公益財団法人</u> 千葉県水産 振興公社	農地保有合理化法人との連携及び <u>推進</u> ※農地中間管理事業の開始により、平成26年 度から公益社団法人 千葉県園芸協会に構成 団体に変更予定。

千葉県耕作放棄地対策協議会 再生利用推進計画 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧																																
<p>5. 再生利用推進計画 (H21年度)～(H28年度) [略]</p> <p>(H29年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域協議会に対する指導・助言</td> <td>制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施</td> </tr> <tr> <td>検討会及び制度・施策の啓発・普及</td> <td><u>耕作放棄地対策マニュアルを活用した農地利用最適化推進委員への研修の実施</u></td> </tr> <tr> <td>その他必要な事項</td> <td>農地中間管理機構による<u>取組</u>の推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H30年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域協議会に対する指導・助言</td> <td>制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施</td> </tr> <tr> <td>検討会及び制度・施策の啓発・普及</td> <td><u>耕作放棄地対策マニュアルを活用した農地利用最適化推進委員への研修の実施</u></td> </tr> <tr> <td>その他必要な事項</td> <td>農地中間管理機構による<u>取組</u>の推進</td> </tr> </tbody> </table>	活動区分	主な活動内容	地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施	検討会及び制度・施策の啓発・普及	<u>耕作放棄地対策マニュアルを活用した農地利用最適化推進委員への研修の実施</u>	その他必要な事項	農地中間管理機構による <u>取組</u> の推進	活動区分	主な活動内容	地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施	検討会及び制度・施策の啓発・普及	<u>耕作放棄地対策マニュアルを活用した農地利用最適化推進委員への研修の実施</u>	その他必要な事項	農地中間管理機構による <u>取組</u> の推進	<p>5. 再生利用推進計画 (H21年度)～(H28年度) [略]</p> <p>(H29年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域協議会に対する指導・助言</td> <td>制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施</td> </tr> <tr> <td>検討会及び制度・施策の啓発・普及</td> <td><u>耕作放棄地解消のための研修会の開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成</u></td> </tr> <tr> <td>その他必要な事項</td> <td><u>耕作放棄地活用応援団の活用、農地中間管理機構による取組みの推進</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(H30年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域協議会に対する指導・助言</td> <td>制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施</td> </tr> <tr> <td>検討会及び制度・施策の啓発・普及</td> <td><u>耕作放棄地解消のための研修会の開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成</u></td> </tr> <tr> <td>その他必要な事項</td> <td><u>耕作放棄地活用応援団の活用、農地中間管理機構による取組みの推進</u></td> </tr> </tbody> </table>	活動区分	主な活動内容	地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施	検討会及び制度・施策の啓発・普及	<u>耕作放棄地解消のための研修会の開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成</u>	その他必要な事項	<u>耕作放棄地活用応援団の活用、農地中間管理機構による取組みの推進</u>	活動区分	主な活動内容	地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施	検討会及び制度・施策の啓発・普及	<u>耕作放棄地解消のための研修会の開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成</u>	その他必要な事項	<u>耕作放棄地活用応援団の活用、農地中間管理機構による取組みの推進</u>
活動区分	主な活動内容																																
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施																																
検討会及び制度・施策の啓発・普及	<u>耕作放棄地対策マニュアルを活用した農地利用最適化推進委員への研修の実施</u>																																
その他必要な事項	農地中間管理機構による <u>取組</u> の推進																																
活動区分	主な活動内容																																
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施																																
検討会及び制度・施策の啓発・普及	<u>耕作放棄地対策マニュアルを活用した農地利用最適化推進委員への研修の実施</u>																																
その他必要な事項	農地中間管理機構による <u>取組</u> の推進																																
活動区分	主な活動内容																																
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施																																
検討会及び制度・施策の啓発・普及	<u>耕作放棄地解消のための研修会の開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成</u>																																
その他必要な事項	<u>耕作放棄地活用応援団の活用、農地中間管理機構による取組みの推進</u>																																
活動区分	主な活動内容																																
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施																																
検討会及び制度・施策の啓発・普及	<u>耕作放棄地解消のための研修会の開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成</u>																																
その他必要な事項	<u>耕作放棄地活用応援団の活用、農地中間管理機構による取組みの推進</u>																																

千葉県耕作放棄地対策協議会 再生利用推進計画 一部改正 新旧対照表【案】

新						旧					
6. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業計画						6. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業計画					
(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による再生見込面積及び概算事業費						(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による再生見込み面積及び概算事業費					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
再生面積 (ha)	50	50	50	25	30	再生面積 (ha)	50	50	50	50	50
概算事業費 (国費:千円)	100,000	100,000	100,000	27,000	32,000	概算事業費 (国費:千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
(2) 取組推進のための地域協議会への支援体制 [略] [中略] ・農地中間管理機構などの取組により、担い手への農地集積、 荒廃農地の再生利用を進める。 (参考) [略]						(2) 取組推進のための地域協議会への支援体制 [中略] ・農地中間管理機構などの取組みにより、担い手への農地集積、 耕作放棄地の再生利用を進める。 (参考) [略]					

千葉県再生利用推進計画【案】

1. 農業の概要

地域名	農業の現状と課題、振興作物等について
都市的農業地域	<p>本地域では、大消費地に隣接するという有利な立地条件を活かして、野菜・果樹・花き類などの生産が展開され、その産出額は県全体の約3割を占めている。中でも野菜は、古くから都市近郊産地として高い評価を得ており、「ねぎ」「ほうれんそう」「こまつな」「かぶ」「えだまめ」など、幅広い品目の産地形成が進んでいる。また、果樹について県下最大の「なし」産地が形成されているほか、「パンジー」「ペチュニア」などの花壇苗を中心に花き類の生産が行われている。</p>
平地農業地域	<p>本地域は平坦で広大な耕地を有し、全国でもトップクラスの産出額を誇る「だいこん」「にんじん」「トマト」「すいか」「キャベツ」をはじめ、「ゆり」「サンダーソニア」、「なし」など、野菜・花き・果樹の産地が数多く形成されている。先端技術を活用した施設等の導入や、大型集出荷場の整備が進むなど、県内産出額の半分以上を占める主要園芸地域である。また、「落花生」「かんしょ」についても、全国有数の産地となっている。</p> <p>水稲に関しては、基盤整備の進んだ優良な水田に恵まれ、県内の作付面積の3分の2近くを本地域で占めているほか、県平均作付面積を上回る大規模稲作経営農家が多いのも特徴である。</p> <p>肉用牛については、本県は酪農県であり、その飼養頭数の8割以上を乳用種が占めているが、肉質の評価の高い肉専用種との交雑種が多数飼育されており、大規模な経営体も少なくない。</p> <p>また、都市化の進展により豚の飼養戸数は全体に減少しているが、古くからの産地である香取・海匝地区を中心に、経済的メリットの高い繁殖肥育一貫経営を主体とした大規模化が図られている。</p>
中山間農業地域	<p>本地域は、温暖な気候条件を活かして、「カーネーション」「ストック」などの切花を中心に、県内産出額の半数以上を占める県下有数の花き産地となっている。果樹生産も盛んで、特に「びわ」は全国を代表する産地となっている。また、「食用なばな」など地域特産品目を中心とした野菜産地も形成されている。</p> <p>水稲については、温暖な気候に恵まれ県下有数の早場米産地となっているが、狭あい急傾斜という土地条件から生産費用は他地域に</p>

	<p>比べて高い傾向にある。しかしながら、昔から良質米産地が形成され、地域ブランドとして好評を博している。</p> <p>また、本地域は江戸時代に端を発する酪農発祥の地である。飼養戸数でも県下全域の約半数を占めており、産出額全国第3位の本県の生乳生産を支えているが、家族経営を中心とした中規模な経営体が多く、輸入牛肉と競合する乳廃牛や肥育用雄子牛の価格の低迷等により経営が圧迫され、年々飼養戸数は減少傾向にある。</p>
--	--

※都市的農業地域：主として千葉・東葛飾農業事務所管内

平地農業地域：主として印旛・香取・海匝・山武・長生農業事務所管内

中山間農業地域：主として夷隅・安房・君津農業事務所管内

2. 荒廃農地の概要

地域名	<u>荒廃農地</u> の現状と課題について
都市的農業地域	<p>本地域の<u>荒廃農地面積の7年間(平成20年→平成27年)の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は1,292ヘクタールから1,330ヘクタールと2.9%増加し、そのうち農用地区域内面積は427ヘクタールから406ヘクタールと4.9%減少しているが、荒廃農地面積はほぼ横ばいとなっている。</u></p> <p>本地域、農地の資産的保有が多く、さらに相続等により分散したことなどが<u>荒廃農地の発生</u>要因として考えられる。<u>また、本地域に多くみられる市街化区域内農地は生産緑地に指定されており、ここでは耕作放棄の発生はほとんどない。</u></p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の<u>30年間(昭和60年→平成27年)の推移をみると、農家戸数は28,725戸から13,409戸と53.3%減少し、農業従事者は72,257人から21,580人と70.1%減少していることから、地域における担い手の確保が課題である。</u></p> <p><u>平成27年に制定された都市農業振興基本法により、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」に転換されたこともあり、都市農地の荒廃農地化の防止も講じる必要がある。</u></p>
平地農業地域	<p>本地域の<u>荒廃農地面積の7年間(平成20年→平成27年)の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は4,384ヘクタールから5,248ヘクタールと19.7%増加し、そのうち農用地区域内面積は2,311ヘクタールから2,556ヘクタールと10.6%増加している。</u></p> <p>本地域は、面的に整備された所は耕作放棄がほとんど見当たらないが、谷津田の湿田等、作業条件の悪いところから耕作放棄されている。</p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の<u>30年間(昭和60年→平成27年)の推移をみると、農家戸数は65,528戸から33,186戸と49.4%減少し、農業従事者は171,388人から67,802人と60.4%減少していることから、地域</u></p>

	<p><u>における担い手の確保が課題である。</u></p> <p><u>本地域は、平場の優良農地が広がることから、荒廃農地の解消とあわせ、作業条件の悪い地区においては基盤整備を実施するとともに、農地集積を図り、荒廃農地の再生と発生防止を図っていくことが重要である。</u></p>
中山間農業地域	<p><u>本地域の荒廃農地面積の7年間(平成20年→平成27年)の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は2,040ヘクタールから3,112ヘクタールと52.5%増加し、そのうち農用地区域内面積は974ヘクタールから1,372ヘクタールと40.9%増加しており、増加率は他の地域に比べ最も大きい。</u></p> <p>本地域は、もともと山間の狭隘な所や傾斜のある所での生産が多いことから、農地への進入路などが狭く機械化に向かない農地から耕作放棄が進んでいる。<u>さらに、鳥獣被害も深刻であり、地域の荒廃農地増加の大きな要因となっている。</u></p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の<u>30年間(昭和60年→平成27年)</u>の推移をみると、農家戸数は33,785戸から<u>16,041戸</u>と<u>52.5%</u>減少し、農業従事者は84,464人から<u>24,839人</u>と<u>70.6%</u>減少している<u>ことから、地域における担い手の確保が課題である。</u></p> <p>本地域の<u>荒廃農地</u>は機械化も困難な所も多いことから、放牧等による活用や、グリーン・ブルーツーリズムなど体験型農業への活用を進めていく必要がある。さらに、無霜地帯という特性を生かした農業への活用も課題である。<u>また、鳥獣被害防止対策も併せて講じ、荒廃農地の発生防止を図る必要がある。</u></p>

3. 荒廃農地再生利用の方向性

地域名	営農類型、担い手等の状況、振興作物等を勘案した <u>荒廃農地</u> の再生利用の方向性
都市的農業地域	<p>都市農業が持つ生産地と消費地が極めて近いという利点を生かして生産者の顔が見える農業の展開により、荒廃農地の解消を進める。</p> <p>また、農業者及び農業に関心を持つ数多くの市民の協同による農業展開や、市民農園、草刈りなどの援農を推進するとともに、ビオトープ等農地の持つ環境保全機能を活かした農地再生を進める。</p>
平地農業地域	<p>豊かな土地資源を持ち、今後とも首都圏における「食」の供給基地としての機能を維持し続けるため、担い手を中心に大規模な農業が展開できるよう荒廃農地を含めた農地集積を進める。</p> <p>また、比較的まとまった荒廃農地については、基盤整備事業を推進するとともに、担い手への貸借や企業等の新規参入を進める。</p>

中山間農業地域	<p>本県を代表する観光スポットであることから、荒廃農地による景観悪化を防止するため、比較的手のかからない放牧や景観作物の植栽による荒廃農地の解消を進める。</p> <p>また、都市住民が農作業体験や余暇活動が行えるような耕作放棄地の活用を推進する。</p> <p>さらに、温暖な気候を活用し、業務用野菜等、食品産業の農業参入を進める。</p>
---------	--

4. 協議会構成団体の役割分担

組織名	主な役割
千葉県	市町村行政組織との連携及び <u>対策</u> の推進
<u>一般社団法人</u> 千葉県農業会議	市町村農業委員会組織との連携及び <u>対策</u> の推進
千葉県農業 協同組合中央会	農業協同組合との連携及び <u>対策</u> の推進
千葉県土地改良事業 団体連合会	土地改良区との連携及び <u>対策</u> の推進
<u>公益社団法人</u> <u>千葉県園芸協会</u>	<u>農地中間管理事業</u> の推進

5. 再生利用推進計画

(H21年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に 対する指導・助言	市町村耕作放棄地解消計画の見直しなど巡回指導会の実施
検討会及び制度・ 施策の啓発・普及	シンポジウムや研修会の開催、チラシ、ポスター等啓発資料の作成
その他必要な 事項	地域協議会と連携した耕作放棄地あっせんシステムの構築

(H22年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に 対する指導・助言	市町村耕作放棄地解消計画の見直しなど巡回指導会の実施
検討会及び制度・ 施策の啓発・普及	シンポジウムや研修会の開催、チラシ、ポスター等啓発資料の作成

その他必要な事項	地域協議会と連携した耕作放棄地あっせんシステムの構築
----------	----------------------------

(H23年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	市町村耕作放棄地解消計画の見直しなど巡回指導会の実施
検討会及び制度・施策の啓発・普及	シンポジウムや研修会の開催、チラシ、ポスター等啓発資料の作成
その他必要な事項	地域協議会と連携した耕作放棄地あっせんシステムの構築

(H24年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施、地域協議会設立に向けた支援
検討会及び制度・施策の啓発・普及	耕作放棄地解消・鳥獣被害対策フォーラムの開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成
その他必要な事項	耕作放棄地活用応援団の検討

(H25年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施、地域協議会設立に向けた支援
検討会及び制度・施策の啓発・普及	耕作放棄地解消・鳥獣被害対策フォーラムの開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成
その他必要な事項	耕作放棄地活用応援団の活用

(H26年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施、地域協議会設立に向けた支援
検討会及び制度・施策の啓発・普及	耕作放棄地解消のための研修会の開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成
その他必要な事項	耕作放棄地活用応援団の活用、農地中間管理機構による取組みの推進

(H27年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施、地域協議会設立に向けた支援
検討会及び制度・施策の啓発・普及	耕作放棄地解消のための研修会の開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成
その他必要な事項	耕作放棄地活用応援団の活用、農地中間管理機構による取組みの推進

(H28年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施
検討会及び制度・施策の啓発・普及	耕作放棄地解消のための研修会の開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成
その他必要な事項	耕作放棄地活用応援団の活用、農地中間管理機構による取組みの推進

(H29年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施
検討会及び制度・施策の啓発・普及	<u>耕作放棄地対策マニュアルを活用した農地利用最適化推進委員会への研修の実施</u>
その他必要な事項	農地中間管理機構による取組の推進

(H30年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施
検討会及び制度・施策の啓発・普及	<u>耕作放棄地対策マニュアルを活用した農地利用最適化推進委員会への研修の実施</u>
その他必要な事項	農地中間管理機構による取組の推進

6. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業計画

(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による再生見込面積及び概算事業費

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
再生面積 (ha)	50	50	50	<u>25</u>	<u>30</u>
概算事業費 (国費:千円)	100,000	100,000	100,000	<u>27,000</u>	<u>32,000</u>

(2) 取組推進のための地域協議会への支援体制

- ・地域協議会事務局(市町村等)担当者へ説明会などを開催し、制度の周知を図る。
- ・県協議会構成機関が、それぞれの役割分担により、地域協議会の活動を支援する。
- ・研修会等、県農業再生協議会と連携した地域協議会への支援を実施。
- ・農地中間管理機構などの取組により、担い手への農地集積、荒廃農地の再生利用を進める。

(参考)

千葉県における全体再生目標面積(交付金以外含む)及び取組期間
3,000ha(平成26年度～平成29年度)